

# 奈良公園観光地域活性化総合特区地域活性化方針

平成 25 年 9 月 13 日  
内閣総理大臣決定

## 1 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### (1) 総合特区により実現を図る目標

奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、十分に奈良公園の魅力を発信し、世界中の人に奈良公園を訪れたいと思われるよう工夫するとともに、観光客の受入環境を充実することにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中からの観光客でにぎわうなど「世界に誇れる公園」になることを目指す。

### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

#### ① 奈良公園の資源の「維持」及び「利活用」による観光の振興

奈良公園には、自然環境を構成する自然資源、歴史・文化的背景をもつ建造物等の歴史・文化資源、公園利用に資する公園資源など数多くの資源が存在しているものの、伝統的行事の維持・継承が不十分であり、自然資源の荒廃、既存建築物の老朽化等が進行しており、これら資源の維持及び利活用を推進することが必要である。

#### ② 受入環境の充実による滞在型観光の推進

奈良公園周辺における民間宿泊施設等の新築や改築等、宿泊客へのおもてなしを充実させることによる滞在型観光の推進が課題であり、これらを充実させるための仕組みづくりが必要である。

## 2 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

### (1) 解決策

#### ① 奈良公園の資源の「維持」及び「利活用」による観光の振興

##### ア) 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取組の実施

風致景観の保全や天然記念物の奈良のシカの保護育成を目的として、特別天然記念物春日山原始林の保全や、鹿を交通事故から守るなどの取組を実施することにより、奈良公園の資源である自然資源の維持・利活用を図る。

イ) 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取組の実施

周辺社寺が一体となっている奈良公園において、社寺と連携し、往時をしのばせる建造物の復元など境内地整備に向けた取組を実施することにより、奈良公園の資源である歴史・文化資源の維持・利活用を図る。

ロ) 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取組の実施

奈良公園の行祭事やイベント、ライトアップの実施、周遊バスの運行、鹿苑などのインフラ整備など奈良公園のにぎわいづくりに向けた取組を実施することにより、奈良公園の資源である公園資源の維持・利活用を図る。

② 受入環境の充実による滞在型観光の推進

ア) 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取組の実施

奈良公園基本戦略を策定し、多くの人に奈良公園に宿泊してもらえるよう、宿泊施設や宿泊サービスの改善など宿泊客の受入環境の充実を図る。

イ) 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取組の実施

奈良県は全国有数の外国人観光客の訪問箇所であるが、通訳案内士の不足などもあることから、英語研修、外国人観光客受入講習会の開催などを実施し外国人観光客の受入環境の充実を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3 その他必要な事項

特になし